

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人ADHD支援協会と称する。

(目 的)

第2条 当法人は、ADHD症状で悩む方の生活の向上支援や能力の開発を目的し、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 障がい者の就労に関する情報の提供及び就労に対する支援事業
2. 障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業及び就労継続支援事業
3. 障害者総合支援法に基づく共同生活援助事業
4. 障害者総合支援法に基づく相談支援事業
5. 障害者総合支援法に基づく就労定着支援業務
6. 心理カウンセリング並びに悩み相談に対する助言及びカウンセリング
7. 自立、就労の支援を目的とした居場所の開設及び訪問に関する事業
8. 不動産の売買、仲介、賃貸及び管理等の不動産業
9. 飲食店事業の企画、立案、開発及び経営
10. アウトソーシング事業
11. テレワークの普及に関する事業
12. ペットの飼育、ペットとの共同生活に関する相談や情報の提供
13. ペットのアクセサリー、衣類等の企画及び販売
14. ペットに関するイベントの企画、立案、製作及び運営
15. 前各号に附帯する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(種 別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という）上の社員とする。

1. 正会員 当法人の目的に賛同し入会し、規定の学習を修了した者。
2. 準会員 一般的に当法人の活動を知り、応援するために当法人に入会した者。

(入 社)

第6条 当法人の成立後社員となるには、当法人所定の入社申込書により入社を申し、社員総会の承認を得なければならない。

(経費等の支払義務)

第7条 正会員は、社員総会で定める額の入会金、会費及びその他経費を支払わなければならない。

- ② 準会員は、社員総会で定める額の登録料及び会費を支払わなければならない。

(社員名簿)

第8条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ② 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 1年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第10条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第11条 社員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。

2. この法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他、除名すべき止当な事由があるとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。

- ② 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- ③ 社員総会を招集するには、代表理事は、社員総会の日の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した雷血をもって通知する。

(招集手続の省略)

第14条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、軸集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代雅人として、議決権を行使することができる。
ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第19条 当法人の理事の員数は、1名以上5名以内とする。

(理事の選任の方法)

第20条 当法人の理事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が此席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第21条 当法人に理事が2名以上いるときは、理事の互選によって代表理事1名を選定するものとする。

② 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

(理事の任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②・任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

③ 理事は再任を妨げない。

(報酬等)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの年1期とする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第25条 代表理事又は理事は、毎事業年度、計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事

業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- ② 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第26条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日から1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第27条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成29年10月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第28条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

上記は、当法人の定款に相違ありません。

令和 2年 4月 1日

一般社団法人ADHD支援協会

理 事 村田 朋子